**規則第 12 号**

**北海道国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業特別会計 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則の一部改正について**

北海道国民健康保険団体連合会障害者総合支援事業特別会計 ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産管理運用規則（令和元年規則第８号）の一部を次のとおり改正する。

（傍線部分は改正箇所）

| 改　正 | 現　行 |
| --- | --- |
| （積立資産の額）<br>第３条　積立資産の額は、審査支払業務等の更なる高度化・効率化の取組に充てる費用として見込まれる額とし、毎年度予算をもって積み立てるものとする。 | （積立資産の額）<br>第３条　積立資産の額は、当該年度の審査支払手数料及び共同処理事務手数料（以下「手数料」という。）収入の年度額の30％相当額を上限とする。 |
| 【削る】 | （積立資産の予算及び決算）<br>第４条　積立資産の予算は、過去の手数料収入（年度額）の実績をもとに推計した当該年度の手数料収入の年度額（見込額）の30％相当額以内の額を計上し、決算においては、当該年度の手数料収入の年度額の30％相当額以内を積み立てる。 |
| （運用益金の処理）<br>第４条　【略】<br>（会計編入）<br>第５条　【略】<br>（繰替運用）<br>第６条　【略】<br>（補則）<br>第７条　【略】 | （運用益金の処理）<br>第５条　【略】<br>（会計編入）<br>第６条　【略】<br>（繰替運用）<br>第７条　【略】<br>（補則）<br>第８条　【略】 |
| 附　則<br>この規則は、公布の日から施行する。 | |